

お客様各位

Colt テクノロジーサービス株式会社

Asia voice product チーム

「電話リレーサービス制度」の開始について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に基づき、聴覚や発話に障害のある方が電話リレーサービス提供機関である「（一財）日本財団電話リレーサービス」の手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることによって、通話の相手方との意思疎通を可能とする「電話リレーサービス」が制度化、2021年7月1日よりサービス開始致しました。以下の通り詳細をご案内させていただきます。制度概要について以下の通り、掲載させていただきました。

記

<電話リレーサービス制度について>

- 「電話リレーサービス」は、手話通訳者などがオペレータとして聴覚や発話に障がいのある方による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚や発話に障がいのある方と耳の聴こえる方の意思疎通を仲介することで支障を解決するサービスです。
（公共のサービスであり、弊社が提供するサービスではありません）
- 「電話リレーサービス」を提供する「電話リレーサービス提供機関」^{注1}に交付する交付金を電話会社全体で応分に負担することによって「電話リレーサービス」の提供を確保する「電話リレーサービス制度」が法令^{※2}により新たに創設されました^{注3}。

<電話リレーサービスについての当社の対応について>

- 当社は、上記法令で定められた事業者による負担額について、現行のユニバーサルサービス料金同様に、お客さまにご負担をお願いすることといたしました。お客さま各位におかれましては、電話リレーサービス制度についてご理解いただき、ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。
- 対象となるサービス^{注4}の電気通信番号単位に、対象となるサービスの電気通信番号単位に本年度は令和5年（2023年）4月分より毎月1円を2024年1月まで10か月間、合計10円（消費税は外税）を請求させて頂く予定です^{注5}。
- 請求書上には「電話リレーサービス料」と記載をする予定です。

令和5年									令和6年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	0円	0円

注1) 「一般財団法人 日本財団電話リレーサービス」が2021年1月13日に総務大臣から指定を受けました。

注2) 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号、2020年12月1日に施行。）等

注3) 詳しくは総務省の以下 URL をご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html

注4) 対象となるサービスは現在ご請求の「ユニバーサルサービス料」と同じです。

（「ユニバーサルサービス料」と同じく「020からはじまる番号」は除きます。）

注5) 2022年度以降のご利用分の請求額は前年度の2月頃に公表する予定です。

以上